

○消費税法施行令第二条の四第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件

令和五年三月三十一日
財務省告示第九十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第二条の四第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を次のように定め、令和五年十月一日から適用する。

消費税法施行令第二条の四第二項（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者（以下「設置者等」という。）が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供（同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。）の対価の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十八条第一項（課税標準）に規定する対価の額をいう。以下同じ。）が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号）別表第一の1(1)に規定する金額（同表第一の1の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。）以下であるものうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。）をあらかじめ書面等により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。